

# 大東市での 創業・起業をサポート!

創業をお考えの方、開業間もない方は  
大東商工会議所で経営相談が受けられます。

大東市在住または  
大東市内で  
事業を行う方へ

「大東市特定創業支援等事業」を  
受けると様々なメリットが受けられます!

- 👑 登録免許税が軽減
- 👑 創業関連保証の早期利用開始
- 👑 新創業融資制度の要件緩和
- 👑 新規開業資金の貸付利率を優遇
- 👑 「小規模事業者持続化補助金」の  
＜創業枠＞申請対象要件

大東商工会議所とは?

商工業発展のために中小企業  
の皆様をサポート。

「地域総合経済団体」として、  
会員の枠を越えて地域全体の  
ために活動しています。

Start up!



詳細は裏面へ



大東商工会議所

〒574-0076 大東市曙町3-26  
TEL:072-871-6511 FAX:072-871-0330  
URL:<https://www.daito-cci.or.jp/>

# 特定創業支援とは

大東商工会議所が行う、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する創業支援です。  
例として、4分野の知識を習得する創業セミナー、1か月以上継続して行う個別相談などがあります。  
特定創業支援を修了したら証明書の交付申請を行ってください。  
証明書を交付された創業者等は、さまざまな優遇措置が受けられます。



大東商工会議所  
HPをチェック！

## 特定創業支援で受けられるメリット

優遇措置

1

### 登録免許税が軽減

法人設立の際、登記にかかる登録免許税が大幅に軽減されます。  
株式会社・合同会社: 資本金の0.7%→0.35%に  
合名会社・合資会社: 1件につき6万円→3万円に

優遇措置

2

### 創業関連保証の早期利用開始

創業2ヶ月前から対象となる、無担保・第三者保証なしの創業関連保証の特例が、  
事業開始6ヶ月前から利用可能

優遇措置

3

### 新創業融資制度の要件緩和

日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を  
充足したものとみなされます

優遇措置

4

### 新規開業資金の貸付利率を優遇

日本政策金融公庫「新規開業資金」の運転資金および設備資金(土地取得資金を除く)  
の貸付利率が基準利率から特別利率へ引き下げられます

優遇措置

5

### 「小規模事業者持続化補助金」の＜創業枠＞申請対象要件

全国商工会連合会「小規模事業者持続化補助金」において、  
補助上限が50万円→200万円に拡大

## 創業相談申込書

『大東商工会議所』行 FAX:072-871-0330

ふりがな 氏名	-----	事業所名 (屋号)	
TEL	( )	所在地	
FAX	( )		
事業内容		E-mail	@

※ご記入いただきました個人情報は、当該事業の運営に活用いたします。  
※協力機関と情報を共有させていただくことをご了承ください。